（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

（削る）

（削る）

3　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

4　稚内空港事務所、函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

5　函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前三項に規定するもののほか、中部空港事務所及び関西空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び前項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

6　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項から第四項までに規定するもののほか、中部空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項、第四項及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

7・8　（略）

9　中部空港事務所及び関西空港事務所にあっては、第七項に規定するもののほか、航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者をそれぞれ次席航空管制運航情報官とする。

10　次席航空管制運航情報官の所掌に属する事務の管理に関し、先任航空管制運航情報官を補佐する。

（航空管制運航情報官）

第六十二条　丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、八尾空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、航空管制運航情報官を置く。

2　航空管制運航情報官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

八　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー並びに航空交通情報システム施設及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

（新設）

3　稚内空港事務所、函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

4　函館空港事務所、新潟空港事務所、広島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、電話による飛行場航空情報に関する事務をつかさどる。

5　稚内空港事務所の航空管制運航情報官は、第二項及び第三項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

6・7　（略）

（新設）

（新設）